



埼玉県建設工事低入札価格調査制度の改正について

令和3年12月1日以降に入札公告を行うものから適用

1 失格基準価格について

入札額が失格基準価格を下回ると失格となる基準

改定前

- ① 直接工事費 × 75%
- ② 共通仮設費 × 75%
- ③ 現場管理費 × 75%
- ④ 一般管理費 × 50%
- ①～④の合計額 × 1.1

※予定価格の70%を下限値とします。

改定後

- ① 直接工事費 × 90%
- ② 共通仮設費 × 80%
- ③ 現場管理費 × 80%
- ④ 一般管理費 × 30%
- ①～④の合計額 × 1.1

※予定価格の75%を下限値とします。

2 数値的判断基準について

入札金額見積内訳書に記載された額がいずれかを下回ると失格となる基準

改定前

- ① 直接工事費 × 75%
- ② 共通仮設費 × 75%
- ③ 現場管理費 × 75%
- ④ 一般管理費 × 50%

改定後

- ① 直接工事費 × 90%
- ② 共通仮設費 × 80%
- ③ 現場管理費 × 80%
- ④ 一般管理費 × 30%

3 低入札価格調査について

入札額が調査基準価格を下回った場合には、低入札価格調査を受けることなく契約しないことを入札時に申し出ることができます。